

～ 安心して働ける信州のために～

報道関係者 各位

長野労働局発表 (08-39)

令和8年10月27日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室

賃金室長 藤川 康廣

賃金指導官 小野山隆紀

(代表電話) 026(223)0555

長野県計量器等製造業最低賃金 「時間額1,151円」を答申 ～ 過去2番目に大きい56円の引上げ～

- 1 長野地方最低賃金審議会(会長 山本恭子)は、長野労働局長(木村聡)に対し、昨日、現行の長野県計量器等製造業最低賃金、時間額1,095円を56円引上げ、1,151円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
- 2 今後、長野労働局において、この答申を踏まえ、計量器等製造業最低賃金を改正することとしており、本年12月25日に発効する見込みです。
- 3 長野労働局としては、改正後の計量器等製造業最低賃金の周知と併せて、最低賃金及び賃金の引上げに係る各種支援策についても、広く周知を行うなど、引き続き、中小企業・小規模事業者等へのきめ細やかな支援に積極的に取り組んでまいります。

【答申までのポイント】

- 1 令和8年8月24日に長野地方最低賃金審議会(会長 山本)に改正諮問。
- 2 長野県計量器等製造業最低賃金専門部会で、10月1日、10月6日、26日と集中金額審議し、全会一致により、10月26日に答申となる。

(参考) 長野県計量器等製造業最低賃金額、
引上げ額及び対前年度引上げ率の推移(過去5年)

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
最低賃金額	945円	983円	1,032円	1,095円	1,151円
対前年度引上げ額	29円	38円	49円	63円	56円
対前年度引上げ率	3.17%	4.02%	4.98%	6.10%	5.11%

(注) 長野県計量器等製造業最低賃金とは「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金」のことをいいます。